

一般名処方について

当院では、厚生労働省で平成 25 年 4 月に策定された『後発医薬品のさらなる使用促進ロードマップ』等に基づき、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを推進しています。ただ現在、一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いています。

そのため、当院では院外処方箋において、後発医薬品のある一部の医薬品を特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行っています。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります(※)。

一般名での処方について、ご不明な点などがありましたら医師や薬剤師にご相談ください。

※「一般名処方」とは、医薬品の有効成分をそのまま医薬品名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

ヘルスプロおおまち

2025 年 4 月 1 日